

— 1 —

えを却下しなくてはいけない。例を挙げてみよう。カリフ
オルニア州で交通事故があり、運転者と車にはねられた通行人
人が、共にカリリフォルニア州の住人だつたとする。そして
はねられた通行人が加害者である運転者を、例えばテキサ
ス州の裁判所に訴えたとする。これはテキサス州の特定の裁
判所が、相当額の損害賠償を

中原の半蔵をすること無く、その訴えを却下する。つまり原告側に全く非は無く、被告側が一方的に悪かつたとしても、裁判所はそれを確認すること無く、原告の訴えを却下するのである。

また被告は、「訴状において、原告は訴原原因を適切に述べていなければならない」と訴えを却下するべきである」といった内容の「訴え却下の中し立て」を提出することができる。これ

メークーが負うべき」という場合、訴状におけるX氏の説明がすべて真実だったとしても、販売店であるA店は責任を負う必要は無い。製造メーカーであるB社のみが責任を負うことになる。この際裁判所は、「訴え却下の申し立て」に基づいて訴えを却下する。訴状中で説明された事実関係や発火の有無などは確認されない。

意外と知らない 米国裁判

第3回

【裁判の流れ(2) —序盤のやり取り—



大橋 弘昌氏

大橋&ホーン法律事務所
パートナーアソシエイト

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。サザンメソジスト大学ロースクール卒業。テキサス州ダラスのヘインズアンドブーン法律事務所勤務を経て、2002年に6人の米国人弁護士と共に法律

事務所を設立する。
電話：646-257-3680
URL：www.shekihandbom.com

client to form a belief as to the truth of the allegation.)」と答えたのである。

3
標榜辯護
(Affirmative Defense)

答を提出せず「放っておく方が良い」と判断される時がある。こういった判断が成り立つのは、例えば被告が米国内に子会社や資産を一切所有していない日本企業で、訴えの金額も非常に小さいというような場合である。仮に訴えの金額が5000ドルだったとしたとよう。原告の立場で考えるど、弁護士を使い、5000ドルに対する「欠席判決」を得て、それを米国に拠点を持たない被告企業に対し執行していく、つまり5000ドルを支

制限は事故だから3年間であつて(ニューヨーク州の場合)、その期限はどうの昔に過ぎている。これまで放つておいた被害者は(原告)が今さら訴えを起こしても、もはや手遅れである。従つて自分(被告)は責任を負わない」といった主張をする。「5年間も放つておいた」という事実に基づいて、「訴えは認められるべきではない」と反論するわけである。

**I 訴え却下の申し立て
(Motion to Dismiss)**

与えるような場合には受理され得るが、通常テキサス州と交通事故との間にいかなる因果関係も無ければ、この裁判所が同裁判を管轄することはできない。従つてそのような訴えがテキサス州で起こされた時には、被告である運転者は、「当該裁判所は管轄外」という理由で、その裁判所に訴えを却下の申し立て(Motion to Dismiss)を提出するところになる。その結果、裁判所は

を「motion to dismiss for failure to state a cause of action」と呼ぶ。

1. 裁決の申立て (Motion to Dismiss)

¶ [motion to dismiss for failure to state a cause of action] 11th fl.

2 誓約 (Answer)

2 訴答 (Answer)

もし前述のような「訴え却下の申し立て」を提出することができない場合、あるいは却下の申し立てが裁判所に認められなかつた場合、被告は訴状への回答をすることになる。これを「訴答 (Answer)」と呼ぶ。「訴答」においては、原告のクレームそれぞれについて、「否定 (Deny)」と言つともあれば「知るな (Dismiss)」ふた通りある。

これを考慮すると、被告側としても弁護士を使って訴えに回答するよりも、「放っておいた方が良い」という判断に至る。裁判所に訴えを起こす以上裁判を続けていてはかし原告側も、「被告を脅せば慌ててお金を支払ってくるだろう。しかし無視された場合、これが以上裁判を続けていては割に合わない」。その時は訴えを取り下げよう」と考えていらぬがあることを知つていたに陥があることなどを理解する」ことである。

例えば、「B社はテレビに欠